

## 電話投票に関する約定（特別無担保）

一般財団法人 BOATRACE 振興会（以下「振興会」という。）が、モーターボート競走法第3条の規定に基づき、モーターボート競走開催施行者（以下「施行者」という。）から委託を受けて実施する電話投票について、振興会と指定端末方式及びインターネット方式による電話投票により勝舟投票券（以下「舟券」という。）を購入できる者（以下「加入者」という。）との間に締結する約定は、関係法令、各施行者が定めた電話投票実施規則（以下、「実施規則」という。）、その他の条例及び規則の他、次の各条に挙げる条項によります。

### 記

#### （指定端末投票）

第1条 加入者は、指定端末方式による電話投票（以下「指定端末投票」という。）を行うことができます。

2 指定端末投票を利用する場合は、振興会が別に定める機器等を購入し、通信回線に接続するために係る費用を負担しなければなりません。

#### （インターネット投票）

第1条の2 加入者は、書面による申込みにより、インターネット方式による電話投票（以下「インターネット投票」という。）を行うことができます。

2 インターネット投票を申込んだ加入者は、インターネット投票を行うための機器を購入し、環境設定等を、自らの負担により行わなければなりません。

#### （普通口座の開設）

第2条 加入者は、振興会が別に指定する銀行（以下「指定銀行」という。）にあらかじめ普通預金口座（事業性個人口座を除く。以下「普通口座」という。）を開設しなければなりません。

#### （振替依頼）

第3条 加入者は、舟券の購入に充てる予定の金額（以下「購入予定金額」と

いう。)を振興会の預金口座(以下「振興会口座」という。)に振り替えるため、別に定める預金口座振替依頼書を指定銀行に提出しなければなりません。

(振替手数料)

第4条 加入者は、購入予定金額を振興会口座に振り替えるための手数料を自ら負担しなければなりません。

2 前項の手数料の金額は、別に定めるものとします。

(指定端末投票及びインターネット投票の開始)

第5条 第2条及び第3条に規定する手続きが完了したとき、振興会は指定端末投票の認証番号、インターネット投票の認証用パスワード並びに受付場所及び加入者番号を加入者に通知します。

(舟券及び勝舟投票法)

第6条 指定端末投票及びインターネット投票における舟券の券面金額は、100円の整数倍に相当する額とし、勝舟投票法は単勝式、複勝式、二連勝単式、普通二連勝複式、拡大二連勝複式、三連勝単式及び三連勝複式の7種類とします。

(購入限度)

第7条 加入者の1回の投票に係る舟券の購入限度額(以下「購入限度額」という。)は、次のとおりとします。

- (1) 指定端末投票及びインターネット投票発売日における第1回目の投票に係る購入限度額は、加入者が購入予定金額として振興会口座に振り替えた金額の合計額、または競走開催日前日から発売されている競走(前日前売発売)を購入した場合は、振興会口座に振り替えた金額の合計額に前日前売発売で購入した舟券に係る払戻金及び返還金を加えた合計額とし、第8条に規定する振替を加入者が指定した場合はその合計額を差し引いた金額とします。
- (2) 当該指定端末投票及びインターネット投票発売日における第2回目以降の投票に係る1回の購入限度額は、加入者が購入予定金額として振興会口座に振り替えた金額の合計額と前日前売発売により購入した

舟券に係る払戻金及び返還金を加えた額から直前の回までの舟券の購入金額を差し引いた金額に、当該舟券に係る払戻金及び返還金の合計額を加えた額とし、第8条に規定する振替を加入者が指定した場合はその合計額を差し引いた金額とします。

2 指定端末投票及びインターネット投票発売日における購入可能回数は、別に定めるものとします。

(振替指定の実施)

第8条 加入者は、前条第1項各号による購入限度額内において1日の舟券の購入可能回数を限度とし、又振興会が別に定める回数の範囲内において、振興会口座から普通口座に振替を指定することができるものとします。

(舟券の購入の方法)

第9条 舟券の購入の方法は、任意の勝舟投票法により、任意の競走について個別に購入する方法（以下「投票」という。）とします。

(投票による購入)

第10条 加入者が指定端末投票にて投票を行う場合は、あらかじめ振興会が指定した指定端末投票の受付場所を通じて加入者番号、暗証番号及び認証番号を通知し、購入限度額を確認した後、勝舟投票法の種類、投票方法、競走場、競走の番号、投票ボート番号の組合せ（単勝式及び複勝式にあつては、投票ボート番号）及び購入金額を申込むものとします。

振興会は、加入者番号、暗証番号及び認証番号を確認した後、購入限度額を通知し申込み内容を記録した後、契約番号を通知します。その契約番号の通知と同時に振興会は当該舟券を発売します。

2 加入者がインターネット投票にて投票を行う場合は、あらかじめ振興会が指定したインターネット投票の受付場所を通じて加入者番号、暗証番号及び認証用パスワードを通知し、購入限度額を確認した後、勝舟投票法の種類、投票方法、競走場、競走の番号、投票ボート番号の組合せ（単勝式及び複勝式にあつては、投票ボート番号）及び購入金額に投票用パスワードを付して申込むものとします。

振興会は、加入者から前項の加入者番号、暗証番号及び認証用パスワードの通知があった場合は、加入者番号、暗証番号及び認証用パスワードを確認した後、購入限度額を通知し申込み内容を記録した後、契約番号を通知します。その契約番号の通知と同時に振興会は当該舟券を発売します。

(舟券の発売に関する契約の成立)

第11条 加入者と振興会との間における舟券の発売に関する契約は、指定端末投票にあつては、加入者番号、暗証番号及び認証番号が、インターネット投票にあつては、加入者番号、暗証番号及び認証用パスワードが合致し、かつ、指定端末投票にあつては、前条第1項、インターネット投票にあつては、前条第2項に定める手順により申し込まれたものが当該競走の発売金として合算された時点で成立するものとします。

- 2 振興会は、前項の規定により加入者との契約が成立した時は、直ちに当該舟券を発売します。
- 3 通信異常、回線異常、機器故障その他やむを得ない事象により、契約番号が加入者に通知できなかつた場合においても、第1項の規定により当該舟券に係る契約は成立するものとします。

(投票の取消し及び変更)

第12条 加入者は、舟券の発売に関する契約が成立した後は、舟券の購入の取消しはできないものとします。

- 2 加入者は、舟券の発売に関する契約が成立した後は、舟券の購入に係る勝舟投票法の種類、投票方法、競走場、競走の番号、投票ボート番号の組合せ（単勝式及び複勝式にあつては、投票ボート番号）及び購入金額等の変更はできないものとします。

(舟券の代理受領)

第13条 加入者が購入した舟券並びに払戻金及び返還金は、振興会が加入者に代わって受領し、保管します。

- 2 前項の舟券は加入者がその閲覧を請求した場合、当該舟券を発売した日から60日以内に限り振興会が指定した場所で閲覧に供します。

(舟券の購入代金の収納並びに払戻金及び返還金の振り込み)

第14条 舟券の購入代金については、購入予定金額又は払戻金及び返還金の全部若しくは一部より収納します。

2 前条第1項の規定により振興会が加入者に代わって受領した払戻金及び返還金は、購入予定金額から舟券購入代金を差し引いた金額に、払戻金及び返還金を加えた金額を当該競走開催日に普通口座に振り込むものとします。ただし、当該競走開催日に前日前売発売を実施している場合、当該競走開催日が指定銀行の都合による場合、その他やむを得ない事由により当該競走開催日に振り込むことができない場合のいずれかに該当したときは、当該競走開催日の翌指定銀行営業日に振り込むものとします。

3 前項の振り込みの回数及び時期は、別に定めるものとします。

(代理人等による購入の禁止)

第15条 舟券の購入の申込みは、加入者自ら行うものとし、これを他人に行わせ、又は他人の委託を受けて行うことはできません。

(受付の拒否)

第16条 舟券の購入の申込みについて疑義があるとき、又は受け付けることが不適當であると認めたときは、振興会はこれを受け付けないものとします。

(異議の申立て)

第17条 加入者は、加入者が行った投票に関し、当該電話投票を行った日から60日以内に振興会に対して異議を申立てることができます。

(秘密の保持)

第18条 加入者は、指定端末投票、インターネット投票の受付場所、これらの投票を利用する場合に必要な加入者番号、暗証番号、認証番号、認証用パスワード及び投票用パスワードを第三者に漏らしてはなりません。

(免責)

第19条 振興会は、加入者以外の者による加入者を装った舟券の購入申込みを受け付けた場合に、その申込が実施規則及びこの約定に定める手続きにしたがったものであるときは、加入者による購入申込みとみなし、当該加入者



(個人情報取扱い)

第23条 加入者は、振興会が別に定める「個人情報保護方針」に基づいて加入者の個人情報を取扱うことに同意するものとします。

(欠格事由の届出)

第24条 加入者が次の各号のいずれかに該当したときは、その旨を直ちに書面で振興会に届け出るものとします。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は破産者となったとき
- (2) モーターボート競走法の規定により罰金以上の刑に処せられたとき
- (3) モーターボート競走法第11条及び第12条の規定により、舟券の購入が禁止されている者となったとき

(解約)

第25条 加入者からの書面による解約の申入れのあったとき、又は、加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、振興会は本約定を解約することができます。

- (1) 加入申込書又は提出した書類に記載された事項が真実でないことが判明したとき
- (2) 普通口座を解約したとき
- (3) 1年間舟券の購入がなかったとき
- (4) 前条各号に掲げる事由のいずれかに該当したとき
- (5) モーターボート競走法違反に該当する行為があったとき
- (6) 死亡したとき
- (7) 暴力団員及び暴力団準構成員であることが判明したとき
- (8) 前各号に掲げるもののほか、振興会が加入者として不相当と認めたとき
- (9) その他、実施規則又はこの約定に違反したとき

(管轄裁判所)

第26条 本約定に関し生じる紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

2013年4月1日改定